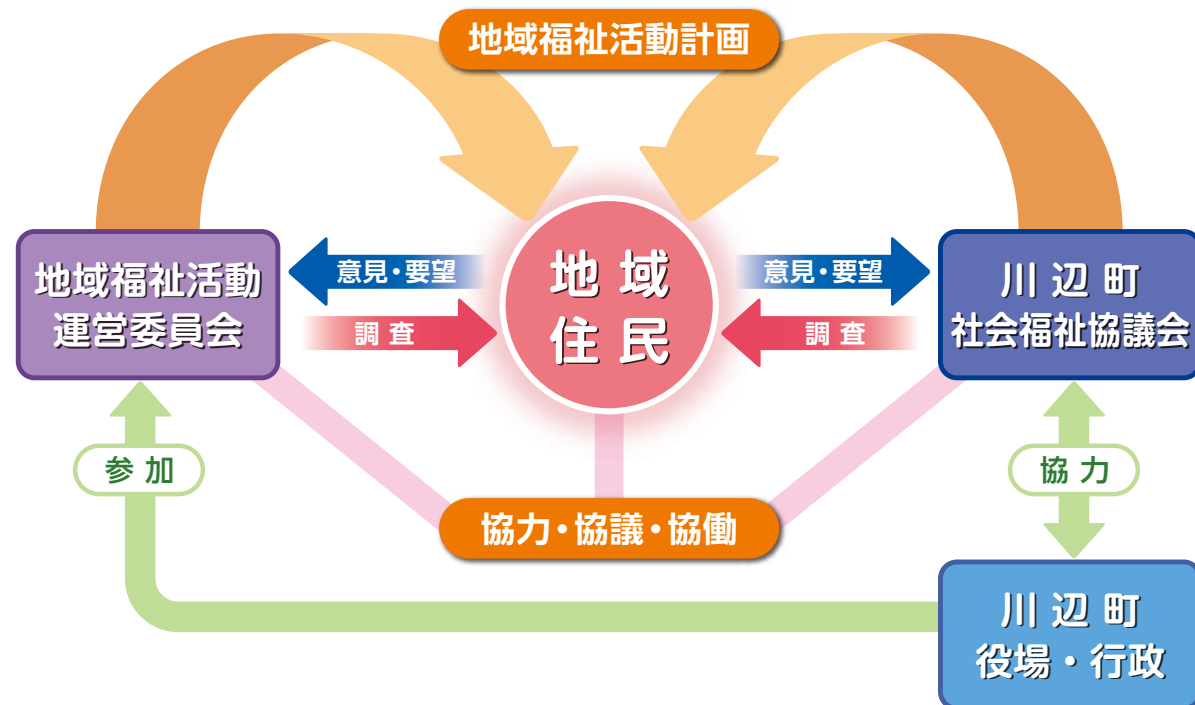


地域福祉活動運営委員会とは

地域福祉活動運営委員会とは、社会福祉事業に関心を持つ方々で構成され、地域住民や関係機関の連携のもと、住民主体の福祉コミュニティづくりを推進することを目的としています。

幅広く地域の福祉課題を共有し、その解決に向けての議論を行うとともに、地域住民のニーズの把握と共有化、地域の福祉ビジョンづくり、地域福祉に関する情報の収集・提供・発信、地域福祉活動・事業の企画や創出支援、地域福祉活動の点検等について協議し、その実務にあたります。

川辺町地域福祉活動関係図



社会福祉法人 川辺町社会福祉協議会

○事務局	法人本部、福祉車両・用具貸出、福祉大会、広報啓発、共同募金、福祉バス運営、やすらぎの家管理運営、ボランティア
○指定居宅介護事業所（ケアマネジャー）	居宅介護支援
○指定訪問介護事業所（ヘルパー）	訪問介護、訪問入浴、第1号訪問介護、介護予防訪問入浴、地域生活支援（障がい）、訪問型サービスA
○指定通所介護事業所（デイサービス） 「いきいきデイサービスセンター川辺」	通所介護、第1号通所介護、地域生活支援（障がい）
○生活介護事業所（障がい）「ゆうゆう舎川辺」	生活介護
○児童クラブ運営事業（町受託事業）	川辺西児童クラブ・川辺西小学校児童クラブ 川辺東児童クラブ・川辺北小学校児童クラブ

発行／社会福祉法人 川辺町社会福祉協議会

第3期 川辺町地域福祉活動計画

話そう！！ 未来のために

～みんな笑顔で元気な川辺のまちづくり～

計画期間

2019年度から2023年度までの5年間とします。



計画策定の趣旨

川辺町社会福祉協議会は、第1期地域福祉活動計画を5カ年計画で策定して以来、第2期を経て、今年、国が目指す「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現に対応するため、第3期の計画を策定しました。

第3期の計画は、国の指針と川辺町の地域福祉計画を基に第2期の計画の理念は変えることなく策定にあたりました。また、今年度から地域福祉活動運営委員会が発足し、住民の皆様の代表として地域福祉活動計画策定を行っていただきました。

2019年3月



社会福祉法人 川辺町社会福祉協議会

〒509-0303 岐阜県加茂郡川辺町石神128

電話：0574(53)2121 Fax：0574(53)6162

基本計画

I. ボランティアと見守り

1 誰でも参加ができるボランティアの整備

- 年齢に関係なく活躍していただくことで、誰もがボランティアに参加ができる仕組みの整備を目指します。
- 住民のニーズ調査から必要な養成講座を開催し、ボランティアの新規獲得と活躍の場の調整を行います。

2 福祉見守り委員(仮)の整備と民生児童委員との連携

- 福祉委員を地域の見守りを行う福祉見守り委員（仮）と敬老会ボランティアに役割分担することを検討します。
- 民生児童委員と福祉見守り委員（仮）が連携できる体制を整備します。

3 見守りネットワーク体制の整備

- 日頃から地域での支え合いや見守り活動の一つとして、要支援者福祉マップを全地域で作成することを目指します。

4 災害時の活動体制の整備

- 他市町村の実際に発足した災害ボランティアセンターの情報や反省点・改善点を、川辺町の災害ボランティアセンターの仕組みに取り入れながら整備をします。

II. 地域のつながり

5 誰でも参加できるサロンの整備

- 住民に対しての周知活動を行い、性別・年齢に関係なく参加ができるサロンをつくります。

6 障がい児・者と地域住民の交流

- 障がい福祉施設を拠点として地域に発信し、地域の方々と交流できる場をつくります。



サロンの風景

7 高齢者と子どもの交流の場所づくり

- 地域で子どもと高齢者が一緒に活動することを見つけ、交流する場を児童クラブから地域へ発信します。
- 子ども食堂のニーズ調査を行います。

8 日常生活支援の整備

- 新しい仕組みの生活支援を行政と検討します。
- ちょっとした手助けサポーターの人数を確保し、活動拡大と円滑な活動につなげます。
- 買い物支援のニーズ調査を行い、必要性を検討します。



ちょっとした手助けサポーター活動風景

III. 情報発信

9 社協からの情報発信

- 新しい情報を発信し、社協の活動を広く周知します。

10 財源の基盤強化と社協のPR

- 企業や団体と話し合いながら福祉大会・福祉フェアを計画します。



社協だより

IV. 連携

11 町行政との連携

- 協議体に社協職員が参加し、意見交換を行います。また、社会福祉協議会としてボランティアや各団体の活動が生活支援サービスにつながるよう検討するとともに、地域の課題や課題への取り組み方について提案します。
- 社協の地域福祉活動運営委員会に町職員に参加していただきます。

12 相談窓口の充実・強化、関係機関との連携

- 協議体、支援調整会議、ケアマネジャー連絡会などさまざまな会議の情報を共有します。
- 相談の中から出てきた課題や個別のニーズを、地域の方々と検討します。
- わかりやすい相談窓口の周知に取り組むとともに、職員の知識向上に努めます。

V. 評価

13 評価体制の整備

- 地域福祉活動運営委員会と一緒に地域福祉活動計画の見直しを行います。



地域福祉活動運営委員会の様子

社会福祉協議会とは

社会福祉協議会とは、社会福祉法第109条「地域福祉の推進を図る団体」と規定されています。運営の特徴として、民間非営利組織としての「自主性」、様々な分野の関係者、地域住民に支えられた「公共性」という二つの側面を併せ持った民間福祉団体です。

社会福祉協議会は、地域に暮らす住民と最も密接に関わりながら、行政や地域福祉活動団体、ボランティア、福祉サービス事業所等と連携し、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりの実現を目指しさまざまな活動を行い、住民の皆様からは『社協』と呼ばれ親しまれています。